

7年A010301

熊運免第74号

令和7年2月28日

熊本県公安委員会事務専決規則の一部改正について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）が令和7年3月24日に施行されることに伴い、別添のとおり熊本県公安委員会事務専決規則（平成12年熊本県公安委員会規則第8号）の一部を改正し、同日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県公安委員会事務専決規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月20日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

熊本県公安委員会事務専決規則の一部を改正する規則

熊本県公安委員会事務専決規則（平成12年熊本県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表の57の第94条第2項の項の後に次のように加える。

第95条の2第1項	特定免許情報の記録の申請の受理に関すること。
第95条の2第3項	特定免許情報の記録に関すること。
第95条の2第4項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許証の返納の受理に関すること。
第95条の2第5項	特定免許情報の記録の申請の受理に関すること（第106条の3第3項において準用する場合を含む。）。
第95条の2第6項	免許証の交付を希望しない旨の申出の受理に関すること（第106条の3第3項において準用する場合を含む。）。
第95条の2第10項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の免許情報記録の抹消に関すること。
第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請の受理に関すること。
第95条の3	読み替えて適用される第92条第2項の規定に基づく免許情報記録の書換えに関すること。

	読み替えて適用される第93条第2項の規定に基づく運転免許の条件付与又は条件の変更に係る免許情報記録個人番号カードへの当該条件の記録に関すること。
第95条の5第2項	読み替えて適用される第94条第1項の規定に基づく免許証の記載事項の変更届出の受理に関すること。
第95条の5第4項	国家公安委員会からの通報の受理に関すること。

別表の57の第101条第1項の項及び第101条第3項の項中「免許証」を「免許証等」に改め、同表の57の第101条第4項の項中「更新の申請の特例」を「免許証等の更新に係る申請先の特例」に改め、同表の57の第101条第5項の項中「免許証」を「免許証等」に改め、同表の57の第101条第6項の項中「免許証の更新」を「免許証等の更新及び経由更新の場合の免許情報記録の書換え」に改め、同表の57の第101条の2第1項の項中「免許証の更新の特例に係る更新」を「更新期間前における免許証等の更新」に改め、同表の57の第101条の2第3項の項中「免許証の更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新」に改め、同表の57の第101条の2第4項の項中「免許証の更新の特例に係る免許証の更新」を「更新期間前における免許証等の更新」に改め、同表の57の第101条の2の2第1項の項中「免許証の更新の申請の特例」を「免許証等の更新に係る申請先の特例」に改め、同項の次に次のように加える。

第101条の2の2第3項	免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出の受理に関すること。
--------------	-------------------------------

別表の57の第101条の2の2第2項の項中「第101条の2の2第2項」を「第101条の2の2第4項」に、「免許証の更新の申請の特例」を「免許証等の更新に係る申請先の特例」に改め、同表の57の第101条の2の2第3項の項中「第101条の2の2第3項」を「第101条の2の2第5項」に、「免許証の更新の申請の特例に係る書類の送付」を「免許証等の更新に係る申請先の特例に係る更新申請書の内容(免許情報記録の書換えを受けたい旨の申出を含む。)及び適性検査結果についての通知」に改め、同表の57の第101条の2の2第4項の項中「第101

条の2の2第4項」を「第101条の2の2第6項」に、「免許証の更新の申請の特例」を「免許証等の更新に係る申請先の特例」に改め、同表の57の第101条の2の2第5項の項中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に、「免許証の更新の申請の特例」を「免許証等の更新に係る申請先の特例」に改め、同表の57の第101条の3第2項の項中「免許証」を「免許証等」に、「更新拒否」を「更新の拒否」に改め、同表の57の第101の4第4項の項中「により運転免許証の更新をしない場合」を「による免許証等の更新の拒否」に改め、同表の57の第101条の4第5項の項の次に次のように加える。

第101条の4の2第4項	経由地公安委員会への免許証の返納の受理に関すること。
--------------	----------------------------

別表の57の第103条の2第4項の項中「第103条の2第4項」を「第103条の2第5項」に改め、同表の57の第103条の2第5項の項中「第103条の2第5項」を「第103条の2第6項」に改め、同表の57の第104条の3第4項の項中「第104条の3第4項」を「第104条の3第3項」に改め、同表の57の第104条の3第5項の項を削り、同表の57の第104条の4第5項の項中「第104条の4第5項」を「第105条の2第1項」に、「運転経歴証明に係る交付申請書」を「運転経歴証明書の交付の申請」に改め、同表の57の第104条の4第6項の項中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理に関すること。
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録に関すること。

別表の57の第107条第1項の項中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に改め、同表の57の第107条第2項の項中「第107条第2項」を「第106条の3第2項」に、「他の種類の免許を持っている場合の他の種類の免許」を「なお他の種類の免許を受けている場合の当該他の種類の免許」に改め、同表の57の第107条第3項の項中「第107条第3項」を「第106条の3第4項」に改め、同表の57の第107条第4項の項中「第107条第4項」を「第106条の3第5項」に改め、同項の次に次のように加える。

第106条の4 第1項	免許が取り消されたとき等に係る免許情報記録の抹消に関すること。
第106条の4 第2項	免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合の当該他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに関すること。

別表の58の第30条の9第4項の項中「第30条の9第4項」を「第30条の7第5項」に改め、同表の58の第30条の12第1項の項中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」に改め、同表の58の第30条の13第1項の項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同表の58の第30条の14の項中「第30条の14」を「第30条の12」に改め、同項の次に次のように加える。

第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の受理に関すること。
第30条の16	運転経歴情報の抹消に関すること。

別表の58の第31条の4の2の項中「第31条の4の2」を「第31条の4の7」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。